

令和 8 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人

日 照 養 徳 園

令和 8 年度日照養徳園事業計画について

法人の目的

安心して生活できる場である事
子ども共に生活する場である事
社会への自立に必要な個性と能力育てる場であること

施設の目指すこと

日照養徳園では、児童の立場にあった自立支援を行い、児童の主体性と自己実現が保障されるように努め、社会の一員として独立しうる精神と独立心を育成する。また、職員相互の意識向上と自己研鑽に努めながら、家庭や地域社会との交流を広げ、健全なる児童の育成を目指します。

はじめに

令和 7 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響はほぼ無くなり、日常生活に戻りました。

一方、茨城県内の要保護児童数（入所児童数）は減少傾向となっているが、虐待相談件数は増加しており、在宅児童への支援などの地域支援機能の強化は重要な課題となる。

令和 7 年度に第 2 分園「ひかり」の生活が始まり、分園「あさひ」は 5 年が経過した。本園施設の 3 グループは児童定員 6 名となり、小規模化も進んだ。

令和 8 年度も本体児童定員 30 名及び地域小規模児童養護施設児童定員 6 名の合計 36 名の児童定員としてスタートする。

令和 8 年度の重点課題

1. 日照養徳園社会的養育推進計画(後期)の確認
2. 地域小規模施設及び分園 2 カ所との連携の強化
3. 地域との連携強化と地域貢献事業の推進（地域支援チームの課題整理）
4. 里親支援活動の充実
5. 第三者評価の受診結果と自己評価
6. 職員の役割分担の明確化・情報共有
7. 権利擁護意識の徹底とハラスメントの防止
8. 災害・防犯・感染症対策の充実
9. 児童福祉法改正等への対応

各課題に対し、職員が一丸となって取り組み、一層の危機感を持ち日々のサービスの向上を目指す。

1. 日照養徳園社会的養育推進計画（後期）の確認

新しい都道府県推進計画（推進計画後期）が令和7年度から始まりました。
今まで施設の小規模かつ地域分散化の推進と高機能・多機能化を進めてきたが、令和7年度からの後期5年間についても計画を掲げ、①を実施した。
今後は下記計画の②～③を令和11年度末に向け具体化していく。

・新たな日照養徳園社会的養育推進計画（令和7年度から令和11年度まで）

- ① 令和7年度に本園3グループを6名定員とし第2分園「ひかり」を設置（定員6名）。本園18名+あさひ6名+ひかり6名で合計30名定員としたことで地域分散化した施設は3カ所となる（分園2カ所+地域小規模1カ所）
- ② 令和11年度までに本園3グループを4名定員（又は2グループ6名定員）、地域小規模児童養護施設と分園2カ所を6名定員（3カ所計18名定員）として日照養徳園全体では30名定員とする計画を具体化していく。

本園	=	4名+4名+4名（6名+6名）	}	本体5(4)グループ
分園	=	6名+6名		
地域小規模	=	6名	}	地域分散化3カ所

- ③ 本園における地域支援機能・多機能・高機能化計画の具体化を進める

2. 地域小規模児童養護施設及び分園との連携の強化

地域小規模児童養護施設「ひなた」は開設して16年が経過しアフターケアの対象児童も増加している。

令和8年度は6名の職員配置となるが、地域分散化バックアップ職員や、各専門職等との連携を強化していく。

又、分園「あさひ」は職員5名「ひかり」においては職員6名が配置され各職員が地域のとの関りも含め経験をさらに重ねていく必要がある。

「ひなた」・「あさひ」・「ひかり」共に、幼児から高校生までが入所の対象となるため、さらなる生活上の工夫が必要となる。

3. 地域との連携強化および地域貢献事業の具体化

地域の活動との連携をさらに強化していく。

地域支援チーム及び家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・職業指導員・地域分散化バックアップ職員等の専門職を中心として施設内外との連携強化が必要になり今後制度化が予定される地域貢献事業、市町村との連携事業を具体的に検討していく。

- ① スポーツ少年団への継続加入。
- ② 豊浦地区青少年育成協議会へ役員として参加。
- ③ 「ひなた」「あさひ」「ひかり」の地域活動への参加
- ④ フレンドホームの開拓（現在未実施）
- ⑤ 「いばらき生活支援事業」への継続参画。

社会福祉法の改正による「地域貢献事業」の義務化に対応した茨城県社会福祉法人経営者協議会の事業に参画し、職場体験の受け入れ先としての登録と、協力金の支出（年額 15,000 円）を実施しているが、令和 7 年度の当施設での実績はゼロでした。

- ⑥ 日照養徳園地域支援チーム「ようとく」の活動推進

本園における多機能化・高機能化を推進するにあたり、令和 4 年度から子ども食堂や里親サロンを実施し令和 5 年度より日立市からの助成を受け、子ども食堂による地域貢献事業を実施した。令和 8 年度においても継続した活動を行う。

地域支援チームの構成メンバーは専門職・社会福祉士有資格者・本体グループリーダー等とし、関係機関との連携を強化する。

- ⑦ 市町村の子育て支援短期利用事業の積極的受入を図る。（現在 3 市町村）

4. 里親支援活動の充実

里親支援専門相談員を中心として関係機関・団体との連携をさらに強化し里親支援の更なる充実のために活動を続けていく。

尚、令和 7 年度は当施設から里親委託となった児童実績は 0 名であったが候補者のリストアップは継続していく。

但し、茨城県社会的養育推進計画(後期)における里親委託率の目標値については、令和 11 年末で 70%という高い目標設定となっている為、関係機関との協議を重ねながら実情に合わせた活動も必要となると考えている。

5. 第 3 者評価の受診結果と自己評価

令和 7 年度に第 4 回目の第 3 者評価を受審しました。令和 8 年度と 9 年度

は自己評価を行う事になります。

令和8年度はこの4回目の評価結果や自己評価を踏まえ、施設の課題、改善点等を検証し、5回目の評価受診(令和10年度)に備えます。

6. 職員の役割分担の明確化・情報共有

令和7年度より本園3グループ+分園2カ所+地域小規模施設からなる6グループ構成のオールユニット化が出来上がり、各グループ定員6名×6グループという小規模・地域分散化が進んだ。

本園には施設全体を見る主任2名（1名専門職兼務）、2名のグループ長の下に5グループリーダーを置き、地域小規模施設のグループ長と共に家庭支援専門相談員や、職業指導員、地域分散化バックアップ職員も加わり、処遇現場との連携を強化していく。

又、各種委員会を通じた様々な活動や役割分担、グループ内での担当係も含め多くの作業に関わることでグループ間の連携や外部との連携も深めていく。

さらに、中学生・高校生の進学に向けた対応を強化する。各グループに任せるとはではなく施設全体としても進路指導を担う

また、職業指導員を中心とした、アフターケア体制の充実を図る。

施設内の委員会活動及び各担当や係（重複担当含む）

- ① 「運営委員会」・・・5名
- ② 「研修委員会」・・・5名
- ③ 「危機管理委員会」・・・5名
- ④ 「保険衛生委員会」・・・5名
- ⑤ 広報担当係・・・数名
- ⑥ アフターケア担当係・・・各Gより
- ⑦ 手をつなぐ親の会担当・・・1名
- ⑧ 実習担当・・・・・・・・・・1名
- ⑨ 県北施設研修担当・・・・・・・・1名
- ⑩ 茨児協研修厚生部員・・・・・・・・1名
- ⑪ 茨児協事務局担当・・・・・・・・1名
- ⑫ 公文担当・・・・・・・・・・1名
- ⑬ ボランティア受入担当・・・1名
- ⑭ 日照養徳園地域支援チーム・10名程度
- ⑮ 小・中PTA役員・・・・・・・・・・2名

7. 権利擁護意識の向上及び徹底とハラスメント防止

①施設内で発生する不適切なかかわり(被措置児童等虐待)については、毎年全国レベルで問題化されている。とりわけ SNS に関係する性的事故の発生については各施設が苦慮しているのが現状である。

又、実際に不適切な関わりが起きた時、発見した時の対応について職員の意思統一を図ることが必要となる。

必要に応じて園内研修を実施しさらなる権利擁護意識の向上を行う。

児童福祉法 第6節 被措置児童等虐待の防止等

第33条の10 虐待の定義

施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

第33条の11

施設職員等は被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第33条の12

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けた時は、行政機関に届け出ることができる。

施設職員等は、通告したことを理由として不利益な扱いを受けない。

②「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」の周知徹底に加え、カスタマーハラスメント対策を具体化する（カスハラ防止法が令和8年10月施行）。今後関係する法律の規定の動向にも留意しながら、必要な対策を講じていく

8. 災害・防犯・感染症対策の充実

東日本大震災の経験や障害者施設での事件を踏まえ、社会福祉施設として災害・防犯への対策をより具体的していく。(危機管理委員会を中心とする)令和8年度は下記内容に加え、「BCP（事業継続計画）」の策定も行う予定である。

- ① 備蓄内容の見直し（1週間レベルの備蓄）
- ② 災害避難計画の徹底（水害対策を追加）
- ③ 施設内の連絡体制の見直し
- ④ 地域との防災対策の連携
- ⑤ 防犯カメラ等による不審者対策の強化
- ⑥ 感染症対策の徹底、準備と訓練
- ⑦ 原子力災害への対応（茨城県内及び福島県への避難計画）

9. 児童福祉法改正等への対応

児童福祉法の改正が令和6年4月に実施され、児童養護施設における児童への関りにも変化が求められる。各事業についての理解を深めていく。

特に、子どもアドボケイトの事業や日本版 DBS の施行については、子ども達を守る意味で重要な施策となっていることから施設の対応を強化していく。

- ・一時保護における司法審査の導入
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備（子どもアドボケイト）
- ・児童をわいせつ行為から守る環境整備(日本版 DBS の施行)
- ・里親支援機関としての位置づけ（フォスタリング機関との連携）
- ・子どもに関わる職員の新たな資格（子ども家庭ソーシャルワーカー）の設定
- ・（入所児童の年齢制限の撤廃） ➡継続審議

また、民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられたが令和7年度は大きな混乱はなかった。今後も様々な課題発生が予想されるため、各事例等を検証しながら子どもの最善の利益につながる対応を考えていく。

以上

令和8年度 社会福祉法人日照養徳園組織図

